

狭あい道路の拡幅整備に関する条例の事前協議申出書 添付図書一覧表

■提出部数 2部(正本・副本各1部ずつ提出が必要です。副本は写し可。)

- ・窓口にて、提出時に必要書類が未添付の場合は、受け付けできません。
- ・提出は、建築確認申請(建築確認申請を伴わない場合は、工事)の30日前までに必要です。

No.	自主 管理	寄附	図書の名称	明示すべき事項	備 考
1	○	○	事前協議申出書	必ず記載例を参考にしてください。	■押印不要。
2	○	○	案内図	申請敷地の位置・方位・道路及び目標となる地物	
3	○	○	公図	申請敷地の位置	■写し可。インターネット取得可。(A3) ■3ヶ月以内に取得したもの。 ■後退用地の土地に係る対側地を含むもの。 →法務局又は登記情報提供サービスにて取得。
4	○	○	登記記録の 全部事項証明書 (登記事項要約書)		■写し可。インターネット取得可。 ■3ヶ月以内に取得したもの。 ■ <u>登記住所と現住所が異なる場合は、住民票等の連続性がわかるもの。</u> →法務局又は登記情報提供サービスにて取得。
5	○	×	建築物等の 予定配置図	必ず記載例を参考にしてください。	
6	○	○	現況写真	撮影方向を記入	■道路の全景及び後退用地の状況がわかるもの。
7	○※	○※	関係権利者承諾書	必ず記載例を参考にしてください。	※申出者と土地所有者が異なる場合。 ※地上権や借地権等の権利がある場合。 ■権利者の自署による署名でない場合は、押印が必要。(認印可。)
8	○※	○※	引照図 実測平面図		※協議対象となる土地及び隣地、対側地において、過去に公有地境界確認や後退用地の寄附をしている場合。 →土木管理課(市役所西庁舎3階)にて取得。
9	○※	○※	地積測量図		※協議対象となる土地及び道路に地積測量図がある場合。 ■写し可。 →法務局又は登記情報提供サービスにて取得。
10	×	○	寄附申込書	必ず記載例を参考にしてください。	■自署による署名でない場合は、 実印の押印 が必要。 必ずご一読いただき、土地所有者のご了承のうえ提出してください。
11	×	○※	印鑑証明書		※寄附申込書が自署による署名でない場合。 ■ 現住所記載のもの。 →市民課(市役所東庁舎1階)にて取得。(コンビニ交付サービスあり。)

各書類の様式や記載例は市ホームページからダウンロードできます。

スマホからはこちら

パソコンからはこちら

[岡崎市トップページ]→[くらし・行政]→[事業者の方へ]→[建築・開発に関する情報]→[狭あい道路整備]→[狭あい道路関係様式]→[協議関係書式]→各添付ファイルをクリック



[狭あい道路関係様式]